

蒲郡市地域猫等捕獲器貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金交付要綱（令和7年4月1日施行。以下「補助金要綱」という。）に規定する地域猫活動団体等に対して、不妊去勢手術を施すために飼い主のいない猫を捕獲する道具（以下「捕獲器」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、補助金要綱で使用する用語の例による。

(貸出しの対象)

第3条 貸出しの対象は、補助金要綱第4条第2項の規定により登録の承認を受けた団体の構成員又は現に飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う意思のある市民とする。

(貸出しの申込み)

第4条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、蒲郡市地域猫等捕獲器貸出申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、捕獲器の貸出しを行うものとする。

(貸出数量等)

第5条 捕獲器の貸出数量は、申込み1回につき2台までとし、貸出期間は30日以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第6条 捕獲器の貸出しは、無料とする。

(借受人の責務)

第7条 捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）は、次に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 捕獲器を第1条に規定する用途以外に使用しないこと。
- (2) 第三者の土地等に設置する場合、土地の所有者の承諾を得てから設置すること。
- (3) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないよ

うにするなど捕獲された猫の安全性に配慮した場所とすること。

- (4) 貸出しを受けた捕獲器の維持管理は、責任を持って行うこと。
- (5) 捕獲器を設置している間は、当該捕獲器の状況を1日1回以上確認すること。
- (6) 捕獲器は、貸出期間内に返却すること。
- (7) 猫を捕獲した際は、速やかに当該猫を保護すること。
- (8) 捕獲器を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(返却及び報告)

第8条 借受人は、捕獲器の貸出期間が満了した場合又は捕獲器の設置を取りやめた場合は、捕獲器を洗浄し、速やかに市長へ返却するものとする。

2 借受人は、前項の返却後に、捕獲の実績について、蒲郡市地域猫等捕獲器貸出実績報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(免責)

第9条 市長は、捕獲器の貸出しに関連して申請者が被った損害又は第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 借受人の責めに帰すべき理由によって、捕獲器を滅失し、又はき損したときは、借受人においてその損害を現物をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 捕獲器の使用により、借受人が被った損害及び借受人が第三者に与えた損害に関しては、借受人がその責任を負うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、捕獲器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。